# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	予防接種事務 基礎項目評価書 (新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上田市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

上田市長

#### 公表日

令和3年10月7日

## I 関連情報

- 121211111				
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務			
①事務の名称	予防接種事務			
②事務の概要	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。			
③システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)			
2. 特定個人情報ファイル	名			
予防接種情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・番号広第19末第19号(新空コロナソイル人際栄祉対象に係るア防接種事務におけるソソテノ接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・※呈注第19条第5号(季託失人の提供)			
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携			
①実施の有無	<選択肢>			
②法令上の根拠	・毎亏法第19末第7号 別表第2の17、18、19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第13条			
5. 評価実施機関における	<b>担当部署</b> 			
①部署	健康こども未来部 新型コロナウイルス感染症対策室			
②所属長の役職名	新型コロナウイルス感染症対策室長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求			
請求先	新型コロナウイルス感染症対策室長			
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ			
連絡先	0268-28-7124			
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した			
適用した理由				

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数					
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 [ 10万人以上30万人未満 ] 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か		令和3年5月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数				
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [ 500人未満 ] 1) 500人以上 2) 500人未満			
いつ時点の計数か		令和3年5月1日 時点			
3. 重大事故					
	内に、評価実施機関において特定個人 i重大事故が発生したか	<選択肢> [ 発生なし ] 1) 発生あり 2) 発生なし			

### Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類				
〈選択肢〉 1) 基礎項目評価書 [ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ] 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。				
	<b>建</b> 和提供表示。	- / - 体 (*) - /	コエナMノ)	
2. 特定個人情報の入手(	<b>育報提供イットソークン人</b>	アムを通した	2人手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
			の。休返が残されたでも	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの				<b>モしない</b>
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移車	云(委託や情報提供ネットワ−	ークシステムを	通じた提供を除く。) [ ]提係	共・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接紙	もしない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	バー登録や副本登録の際 4情報又は住所を含む3情	には、本人からので 情報による照会を行	登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際にはうことを厳守している。また、上記のほか、いずれの局面に、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考	

9. 監査			
実施の有無	[ ]自己点検	[O]内部監査 [ ]外部監査	
10. 従業者に対する教育	•啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと	考えられる対策	[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施	する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  <選択肢>  1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策  2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策  3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策  4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策  5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)  6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策  7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策  8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
判断の根拠	が含まれていないかなど、ダブ	送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定( ブルチェックを行う。 含まれていないか、ダブルチェックを行う。	<b>固人情報</b>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月26日	I基本情報 1特定個人情報ファイルを取り		(追加) ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基	事後	令和3年7月26日付け内閣官 房副長官補室事務連絡「新型
令和3年7月26日	Ⅰ基本情報 2特定個人情報ファイルを取り		(追加) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の	事後	令和3年7月26日付け内閣官
令和7年3月24日	IV −8   人手を介在させる作業		人為的ミスが発生するリスクへの対策内容	平区	房副長官補室事務連絡「新型 様式改正に伴う表記変更であ り、重要な変更に該当しない。
令和7年3月24日	IV − 1 1 最も優先度が高いと考えられる対策		最も優先度が高いと考えられる対策内容	事後	様式改正に伴う表記変更であ り、重要な変更に該当しない。